

# 輸送の安全に関する情報の記録及び保存方法

はやぶさ国際観光バス株式会社

令和6年6月15日

本規定第十八条第3項の取り扱いについて、「輸送の安全に関する情報」は、安全統括管理者が責任をもって記録・保管を行う。

情報全般は作成したものを、書類はファイルに、データはUSB等の外部記録媒体もしくはクラウドにそれぞれ記録するものとする。

記録したものは、安全統括管理者の管理下のもと、ロッカー等の収納庫に保管する。使用する際には、安全統括管理者の許可を得ること。

保存期間は、記録開始日より3年とし、期間の満了を迎えたものから順に破棄するものとする。

なお、破棄する際には、安全統括管理者の承認を必要とする。